



受付印

町民税
県民税

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

鯉ヶ沢町長 殿 令和 年 月 日提出	① 申請者	住所または 所在地		電話番号		
		氏名または 名称		法人番号		
				特別徴収義務者番号		
地方税法第321条の5の2の規定により特別徴収の納期の特例についての承認を受けたいので申請します。						
② 申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の 人員及び、各月の支払金額 ()内は、臨時勤務者に係る者	年 月	人 (人)	円 (円)	年 月	人 (人)	円 (円)
	年 月	人 (人)	円 (円)	年 月	人 (人)	円 (円)
	年 月	人 (人)	円 (円)	年 月	人 (人)	円 (円)
③ 現に町税の滞納があり、又は最近において著しい納付 遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない 理由によるものであるときは、その理由						
④ 申請の日前 1 か年以内に納期の特例について、承認 の取消を受けたことの有無	有 (令和 年 月 日取消) ・ 無					

※町 処理 欄	処理区分	却下の理由	起 案		令和 年 月 日		備考
	承 認 却 下		決 済		令和 年 月 日		
			課長	課長代理	班 長	係 員	

申請についての注意事項

1 納期の特例の制度について

- (1) この特例の適用を受けることができるのは、給与の支払を受ける人が常時10人未満（鰯ヶ沢町在住問わず）の特別徴収義務者です。
※ 「常時10人未満」とは、平常時に給与の支払を受ける者が10人に満たないということです。繁忙期に臨時に雇い入れた人数は含めません。
- (2) この特例の適用を受けるためには、町長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けると、支払給与、退職所得等について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。
- ・ 6月～11月までに徴収した税額 : 12月10日
 - ・ 12月～5月までに徴収した税額 : 6月10日
- (※ 10日が土曜、日曜、祝日の場合は、これらの日の翌日)
- (4) 納期の特例は年度開始時からの適用となります。原則、年度途中での切り替えはできません。
- ・ 納期特例申請書提出期限 : 4月15日
- (5) 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が10人以上となった場合は、その旨を遅滞なく町長に届出なければなりません。
- (6) 滞納や著しい納付遅延があるような場合は、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けていても滞納や納付遅延があると、承認を取り消されることがありますのでご注意ください。

2 申請書の書き方

- (1) 「①」欄には、申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には事務所または事業所等の所在地及び法人名並びに代表者氏名と電話番号及び特別徴収義務者指定番号を記入してください。
- (2) 「②」欄には、申請の日前6か月間の各月末の人員と、各月の給与の支払金額（賞与等の臨時の給与の金額を含みます。）を記入してください。臨時の勤務者があるときは、その人数と支払金額をそれぞれ（ ）に記入してください。
（給与の支払を受けている者全員について記入してください。鰯ヶ沢町の納税者のみではありません。）
- (3) 「③」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。
- (4) 「④」欄には、1年以内における納期の特例取消の有無、取消があった場合は、その年月日を記入してください。

〒038-2792

青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321番地

鰯ヶ沢町役場 総合窓口課 税務班

電話 0173-82-0938